

平成27年度高知県社会福祉審議会の傍聴要領

1 審議会当日の手続

- (1) 審議会の傍聴を希望する方は、審議会の開催時刻までに、受付で資料をお受け取りになり、係員の指示に従い会場に入場してください。
- (2) 一般傍聴者用に席を用意しておりますが、満員になりましたら入場をお断りする場合があります。

2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議中は、厳に私語を慎み、意見を表明しないこと。
- (2) 討議における言論に対し、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (3) 携帯電話等は、議事運営の妨げとなるので、会議中は音の出ないよう、電源を切るなどすること。
- (4) 一般の傍聴者は、主催者の許可なく審議会の模様を撮影し、又は録音しないこと。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

3 会場の秩序維持

傍聴者が前項の規定に違反したときは、これを注意し、なお、これを改めないとときは、退場していただく場合があります。

4 その他

会場へは、公共交通機関をご利用ください。